

### 〈精神障害者保健福祉手帳〉

精

精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」）とは、精神障害のために、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方に対し、都道府県知事等が交付するものです。手帳交付を受けると、いろいろな福祉制度の活用や、各種の援助が受けられます。知的障害を伴わない、発達障害の方も交付対象となります。

#### ○申請から交付まで

##### （１）医師に診断書を作成してもらう

所定の診断書は、役所窓口や県ホームページにあります。

##### （２）手帳の交付申請をする

精神障害を有すると診断され、手帳の交付を希望される方は、市町村役場福祉窓口にて交付申請を行ってください。

手続きに必要なもの

交付申請書（市町村窓口にあります）

印鑑

写真（上半身横 3 cm×縦 4 cm）

##### （３）手帳の交付

交付申請から約 1 ヶ月で交付されます。

#### ○交付後の更新について

精神障害者手帳は、2年間の有効期限が定められます。手帳に記載される有効期限を確認のうえ、引き続き手帳を使用する場合は、更新の手続きが必要となります。

更新手続きの方法は、上記の方法と同じです。なお、有効期限の3ヶ月前から、更新の申請は可能です。

#### ○こんな時は福祉事務所又は町村役場に届け出が必要です

##### （１）手帳を紛失したり、破損したとき

##### （２）住所、氏名などに変更があったとき

##### （３）死亡したとき